

# 会 議 記 録

市民参加協働部 市民参加・協働推進課

開催日	平成 26 年 4 月 15 日 (火)	開催時刻	15 時 30 分から 16 時 45 分
会議名	上田中央地域協議会(平成 26 年度第 1 回)		
出席者	伊藤委員、太田委員、河田委員、神林委員、桐島委員、久保田委員、栗内委員、清水委員、関口委員、戸澤委員、中澤委員、伴委員、樋村委員、古川委員、松澤委員、宮坂委員、山浦委員、渡邊委員 (欠席委員) 宮島委員、矢島委員 (事務局) 神林地域振興政策幹		
会議次第	<p>1 開会(事務局)</p> <p>2 あいさつ</p> <p>本日は、合同委嘱式終了後、上田中央地域協議会を開催しましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>本日の進行は、当地域協議会の事務局を担当いたします市民参加・協働推進課、地域振興政策幹の神林が行います。よろしく願いいたします。</p> <p>先程の合同委嘱式において、代表で委嘱書をお受け取りいただいた方以外の委員の皆様にお手元にお配りさせていただきましたのでご確認ください。</p> <p>ただ今から、平成 26 年度第 1 回上田中央地域協議会を開催させていただきます。</p> <p>3 自己紹介</p> <p>事務局： 本日は初めての顔合せでございますので、委員の皆さん全員の自己紹介をお願いしたいと思います。現在携わっている活動等について若干触れていただきながら、自己紹介をお願いいたします。</p> <p>(各委員自己紹介)</p> <p>4 地域協議会の概要と任務等について</p> <p>事務局： お手元の資料の上田市地域協議会をご覧ください。説明させていただきます。</p> <p>【地域協議会とは】</p> <p>平成 18 年 3 月 6 日、上田市・丸子町・真田町・武石村の 4 市町村の新設対等合併により、新生上田市が発足しました。合併に向けた調整協議に則り、地域</p>		

住民のニーズに的確に対応できる体制を構築するとともに、今まで積み重ねてきた地域のまとまりを大切にしながら地域全体の発展を図るため、地域自治センターと地域協議会を起点としたまちづくりを進めています。

地域協議会は市の附属機関として上田地域では支所及び公民館の設置単位ごと、丸子地域、真田地域、武石地域では旧町村単位ごとに設置され、地域住民等の意見や要望を集約して地域の重要事項の決定に反映させる等、上田市が目指す地域内分権の確立、すなわち住民と行政との協働による地域の個性や特性が生かされ地域力が発揮されるまちづくりのための役割を担っています。

#### 【地域協議会の任務は】

地域協議会に諮問する事項

- ア、新市建設計画の変更に関する事項
- イ、基本構想及び基本計画等の策定又は変更に関する事項
- ウ、その他、市長が必要と認める事項

地域協議会の意見を聴く事項

- ア、合併協定書（合併協定項目）の合意事項の見直しに関する事項
- イ、重要な公共施設の設置、又は廃止に関する事項
- ウ、地域振興事業基金の活用に関する事項
- エ、その他、市長が必要と認める事項

地域協議会が自ら意見を述べる事項

- ア、地域づくりに関する事項
- イ、行政との協働に関する事項等

調査研究する事項

- ア、住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりに関する事項となります。

#### 【地域協議会の会議は】

地域協議会に会長及び副会長を置き、委員が互選します。

会長は会務を総理し、地域協議会を代表します。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理します。

会議は会長が召集し、会長が議長となります。

委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによります。

会議は、公開とします。会長が必要と認めるときは、地域協議会に諮った上で非公開とします。

## 5 協議事項

事務局： 地域協議会の会議は会長が招集いたしましたので、会長が議長となるとされていましたが、その前に会議の運営要綱を確認し、会長を選任したいと思います。それでは、お手元の会議要綱をご確認ください。

第1条 この要綱は、上田城南地域協議会の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 会長及び副会長の互選の方法は、地域協議会で協議して定める。

第3条 会長は、迅速かつ能率的な議事の運営に努めなければならない。

第4条 会長は、地域協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ議事、日時及び会場を委員に通知しなければならない。

第5条 委員は、会議に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

第6条 この要綱に定めるもののほかは、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

この運営要綱について、修正が必要な点などご意見が無ければ、継続をさせていただきますが、このままでよろしいでしょうか。

委員： はい。(全員了承)

事務局： ありがとうございます。それでは、この運営要綱を継続させていただきます。では続きまして(2)の正副会長の選出について事務局から説明いたします。

事務局： 正副会長の選出方法は協議会で定めるということになってはいますが、選出方法につきましては、推薦、立候補、投票などがございましてご意見ございましてでしょうか。

委員： 立候補があれば良いと思いますが、なければ推薦という形はいかがでしょうか。

事務局： ただいま推薦という意見が出されましたが、推薦ということでもよろしいでしょうか。

委員： はい。(全員)

事務局： では、推薦で選出させていただきたいと思います。どなたか推薦される方はいらっしゃいますか。

委員： お忙しいとは思いますが、河田委員が良いと思います。

事務局： 河田委員というご意見が出ました。他にいかがでしょうか。

事務局： 無いようですので、会長は河田委員にお願いしたいと思います。河田委員よろしくお願ひします。それでは、副会長の選出については司会の会長からよろしくお願ひします。

会長： 推薦、立候補、投票がございますが、皆さんどういたしますか。

委員： 推薦が良いと思います。

会長： 推薦でよろしいですか。

委員： はい。(全員)

会長： では、推薦でいかせていただきます。どなたか推薦していただきたいのですが、お願ひします。

委員： 神林委員が良いと思います。

会長： ご異議がなければ、副会長は神林委員にお願いしたいと思います。

## 6 報告事項 資料に沿って説明

- ・過去の上田市地域協議会の取組実績について
- ・第一次上田市総合計画後期基本計画「地域まちづくり方針」について
- ・第1期から第4期地域協議会までの意見書及び市の回答書について
- ・その他資料について

## 7 その他連絡事項

事務局： 事務連絡となりますが、会議に出席いただいた場合の報酬につきましては、半日の会議では3,800円ですが、このうち116円を源泉徴収させていただきまして、残りをご指定の口座に振込させていただきます。

会長： 以上で、本日は終了とさせていただきます。お疲れ様でした。

事務局： 次回会議の開催と日程について

第2回中央地域協議会 平成26年5月14日(水)

第3回中央地域協議会 平成26年6月16日(月)

8 閉会